

1. 件 名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（1133））
2. 日 時：平成30年7月18日 10時00分～12時30分
13時30分～17時00分
3. 場 所：原子力規制庁 9階D会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

名倉安全管理調査官、吉村上席安全審査官、津金主任安全審査官、岸野主任安全審査官、千明主任安全審査官、日南川安全審査官、三浦安全審査官、竹内技術参与

事業者：

日本原子力発電株式会社：開発計画室 室長代理 他13名

東北電力株式会社：原子力部（原子力運営） 担当 他2名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 建築技術グループ 副長 他2名

中部電力株式会社：原子力土建部 設計管理グループ 副長 他1名

北陸電力株式会社：土木部 耐震建築技術チーム 主任 他1名

中国電力株式会社：電源事業本部（耐震建築） 担当 他2名

電源開発株式会社：原子力技術部 原子力建築室 担当 他1名

5. 要旨

(1) 日本原子力発電から、6月29日及び本日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る耐震性に関する説明書、津波への配慮に関する説明書について説明があった。

(2) 原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

<建物・構築物の耐震評価における組合せ係数法の適用>

- 「※4 S_s、S_d各波を包絡した検討」について、入力波の包絡でなく地震荷重の包絡であることがわかるよう、記載を適正化すること。
- 上部構造物への影響検討における検討対象の選定について、それぞれの耐震計算結果や支配的となる入力波との関係等を踏まえて再検討し、影響評価の結果までを整理して提示すること。
- 基礎の検討結果について、最大値の比等の数値が1.0を下回ることをもって「やや小さい値」としていることが適切であるのか、整理して提示すること。

<水平2方向及び鉛直方向の適切な組合せに関する検討について>

- 原子炉建屋の壁の面外慣性力による影響検討に関し、評価位置の代表性、水平方向及び鉛直方向の組合せによる評価内容を踏まえた上で、評価方針を整理して提示すること。
- 東海第二が、BWR原子炉建屋として初めて工事計画認可審査において3次元応答性状を検討することを踏まえ、①FEMによる3次元応答性状の把握、②設計用地震力の算定の検証（使用済燃料プール、基礎盤等）、③床柔性（基礎盤の面外、オペフロ等の面内）による影響を検討し、整理して提示すること。

<津波監視設備の設備構成及び電源構成>

- 津波監視設備の電源構成について、所内常設直流電源設備と非常用電源設備の目的と役割を簡潔に説明する検討を行い、整理して提示すること。
- 津波監視設備の設備構成における映像及び観測データの伝送方法について、有線と無線それぞれの役割、多様性の考え方及び地震力に対して機能を維持する考え方について、整理して提示すること。

<津波防護対象設備の選定及び配置について>

- 津波防護対象設備を内包する建屋及び区画について、設置許可段階での審査を踏まえ整理して提示すること。
- 高圧炉心スプレイ系ストレーナ、ほう酸水注入設備の主要弁、主配管等について、敷地に遡上する津波に対して津波防護の対象外としているが、主な津波防護対象設備リストでは防護対象としているのは、本来の機能とは別に重大事故等対処設備の一部として使用されるためであることを備考欄に明記すること。
- 津波防護対象設備を内包する建屋及び区画の配置図に、東側DB立坑の配置位置を追記すること。
- 設備の選定についての考え方について、設置許可基準及び技術基準規則をもとに、先行機の記載を参照し、整理して提示すること。

(3) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 建物・構築物の耐震評価における組合せ係数法の適用
- ・ 東海第二発電所 工事計画に係る説明資料 (V-1-1-2-2 津波への配慮に関する説明書)